

## 勤務間インターバルの確保に向けた取組について

### 1. 勤務間インターバルの確保と効果

勤務間インターバルとは、職員が1日の勤務を終えてから、次の勤務を始めるまでの間に、一定時間以上の休息時間を設けることです。

勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務職場の魅力向上のほか、公務能率の一層の向上につながることも期待されます。

### 2. 国家公務員及び地方公共団体の取組

国家公務員においては、人事院規則にて、各省庁の長に対して勤務間のインターバルを確保する努力義務が課されています（R6.4.1 施行）。

また、地方公共団体においても、国家公務員における取組を参考に、勤務間のインターバルを確保するための具体的な取組について検討するよう通知されています。

### 3. 目安時間

勤務間インターバルの目安は 11 時間とすることとされています。

### 4. 本市における取組

現在、21 時 30 分に、「22 時の完全退庁」を促す旨の館内放送（本館のみ）を行っていますが、22 時に退庁すると、翌日 8 時 30 分に登庁するまでに 10 時間 30 分しか勤務間のインターバルを取得することができません。

そこで、今後は 21 時 00 分に、21 時 30 分の完全退庁を促す館内放送を行うこととし、職員が 11 時間の勤務間インターバルを確保できるよう努めます。

## 5. 館内放送内容

【現在：21時30分に放送】

職員の皆さん、もうすぐ22時になります。

業務を終了する準備を開始して、22時には退庁しましょう。

長時間労働を抑制し、職員の皆さんの健康を維持するため、  
22時の完全退庁を徹底していきましょう。

【変更：21時00分に放送】

職員の皆さん、

もうすぐ21時30分になります。

業務を終了する準備を開始して、21時30分には退庁しましょう。

勤務間インターバルの目安である11時間を確保し、

職員の皆さんの健康維持、長時間労働の抑制、

ワークライフバランスの実現のため

21時30分の完全退庁を徹底していきましょう。

## 6. 取組開始日

令和7年9月1日（月）

## 問合せ

人事課 野島・松山 TEL059-382-9037